奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第四十二号

の一部を次のように改正する。 奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則 奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の (平成二十六年十月奈良県規則第二十七号) 一部を改正する規則

資金」に改める。 別表第一条例別表第一第十一号の 規則で定める事務の 項中 「修学研修資金」 を 「修学

会の項」を「別表第二教育委員会の項第一号」 別表第二条例別表第二教育委員会の項の 規則で定める事務 に改め、 同項 \mathcal{O} \mathcal{O} 項中 次に次のように加える。 「別表第二教育委員

則で定める事務 員会の項第二号の規

その資料の提出に対する応答 な資料の受理、 特別支援学校等 その資料に係る事実に \sim \mathcal{O} 就学の ため 必要な経費の算定に必要 つい ての審査又は

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。